

# 令和6年2月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年2月26日(月)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

|            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 1 番 小林 孝幸  | 2 番 楠田 孝夫  | 3 番 山本 忍  |
| 4 番 田中 孝喜  | 5 番 田島 正孝  | 6 番 増田 京子 |
| 7 番 高尾 晃   | 8 番 谷村 英里子 | 9 番 村川 浩記 |
| 10 番 松下 喜光 | 11 番 山口 泰  | 13 番 西 秀敏 |
| 14 番 川島 博昭 |            |           |

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

6 番 増田 京子 7 番 高尾 晃

### 第2 提出議案

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第50号 農地移動適正化あっせん事業に伴うあっせん委員の指名について

「田中学委員」「山口昌彰委員」

議案第51号 令和6年度波佐見町農作業標準賃金について

「異議なし」により可決承認

令和6年2月26日（月） 午前10時30分 開会

|      |                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 滝川係長 | ただいまから令和6年2月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。<br>開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。                                                                                                                                                               |
| 川島会長 | <会長あいさつ>                                                                                                                                                                                                                     |
| 滝川係長 | ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。                                                                                                                                                                  |
| 川島会長 | <先月の総会から現在までの会務報告>                                                                                                                                                                                                           |
| 滝川係長 | ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。                                                                                                                                                                                         |
| 川島会長 | それでは、議事日程に従って、会議を進めます。<br>議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。<br>本日の会議録署名委員は<br>「6番 増田委員」「7番 高尾委員」をお願いします。                                                                                                                             |
|      | 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。<br>議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。<br>。事務局から説明をお願いします。                                                                                                                                          |
| 滝川係長 | （別紙資料 議案第47号を朗読し説明する。）<br>今回の申請ですが、自宅に隣接している当該農地で野菜作りをしたいという譲受人の意向により所有権の移転の申請をしています。<br>なお、申請された農地については、従来どおり野菜を作るため周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域集落の活動に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。<br>以上、ご審議方よろしくお願い致します。以上、ご審議方よろしくお願い致します。 |
| 川島会長 | それでは、岳辺田地区の担当委員である「9番 村川委員」、補足説明がありましたらお願いします。                                                                                                                                                                               |
| 村川委員 | はい、9番 村川です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。                                                                                                                                                                                           |
| 川島会長 | それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。<br><br>（ 意見なし ）                                                                                                                                                                                 |

川島会長

それではお諮りします。議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第47号は、許可することにいたします。

続きまして、議案第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第48号の申請番号1番を朗読し説明する。)

1番の申請ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

転用の目的は、町実施の災害復旧工事に伴い申請地に設置している仮設道路を地区関係者の意向によりそのまま残し、周辺の山林や農地の管理などの道路として使用するために今回転用の申請をされています。

次に被害防除計画ですが、盛土や切土を行うことなく現状のまま利用するため土砂流出のおそれはないと思われます。また、建物の建築もしないので日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、雨水の排水は、隣接する水路に排水するようになっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、鬼木地区の担当委員である「3番 山本委員」、補足説明がありましたらお願いします。

山本委員

はい、3番 山本です。今回の申請農地の上の方に耕作中の農地があり復旧工事の際に出来た農道があれば耕作に便利になるようです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

田島委員

先程、現地を見たのですが急斜面になっており今後、大雨が降った後に滑り落ちないか心配なのですが。

伊藤局長

雨が流れるように水路も3か所あります。今までも雨が降った後に確認しており、今後も様子を見ながらその都度地区の方と対応はしていくつもりです。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川島会長 | <p>それではお諮りします。議案第４８号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号１番は、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」と呼ぶ者あり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 川島会長 | <p>はい、それでは異議なしということで、議案第４８号の申請番号１番は、許可することにいたします。</p> <p>続きまして、議案第４８号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号２番を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 滝川係長 | <p>（別紙資料 議案第４８号の申請番号２番を朗読し説明する。）</p> <p>２番の申請ですが、申請地は、既に駐車場用地として利用されております。昭和５３年頃に申請者の会社を拡大増築した際にお客様駐車場を確保した結果、従業員駐車場が不足したために農地法４条の許可を受けることなく、当該申請地を埋め立て従業員駐車場となっていました。申請者は、令和４年に相続した際に申請地が農地であることに気づいたが、その後手続きが分からずにそのままの状況になっていたため、今回、正式に駐車場用地として転用したいとのことで、県と協議をおこなった結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、顛末書を添付した農地法第４条の追認申請をされています。</p> <p>なお、簡易手続きに判断された理由としては、長崎県農地転用事務指針にある「簡易手続相当の違反案件の基準」の「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ２０年以上引き続き非農地である土地」に該当することになり、申請地の原状回復は困難であり、近隣農地の耕作等への影響はないと県は判断し、簡易手続き相当の違反案件になっています。</p> <p>次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害の影響もなく、既存建物以外に新規に建物を建築しないので日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝に排水されるようになっています。</p> <p>以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。</p> |
| 川島会長 | <p>それでは、折敷瀬地区の担当委員である「５番 田島正孝委員」、補足説明がありましたらお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 田島委員 | <p>はい、５番 田島です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 川島会長 | <p>それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第48号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第49号を朗読し説明する。)

今回の申請ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

転用の目的は、先月の総会で転用の申請があった駐車場用地につながる道が狭いため、農地を分筆し通路の一部として利用する計画となっています。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高1m行うということですが、擁壁を設置するため土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築もしないので日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、雨水の排水は、勾配をつけて道路側溝に放流する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、井石地区の担当委員である「4番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田中委員

はい、4番 田中です。現通路が狭いためやむえないものと思われます。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第49号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第50号「農地移動適正化あっせん事業に伴うあっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第50号を朗読し説明する。)

今回、2月2日にあっせんを利用して譲度をしたいとの申出がありましたので、あっせん委員の指名をすることになります。あっせん委員の指名は、最適化推進委員から2名指名することになっております。

よろしくお願いします。

川島会長

それではあっせん委員の指名を行いたいと思います。

地域が折敷瀬郷ですので、担当委員の「田中学委員」と、関連したところで「山口昌彰委員」にお願いしたいですがよろしいでしょうか。

(「田中学委員」、「山口昌彰委員」から、了承の返事あり)

川島会長

それでは、田中委員と山口昌彰委員に、あっせん委員としてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、議案第51号「令和6年度波佐見町農作業標準賃金について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第51号について説明する。)

参考資料として令和5年度の「近隣市町における農作業標準賃金一覧表」をつけております。一覧表の波佐見町の欄は令和5年度の賃金を記載しています。今年度は「田植え・稲刈りの補助員賃金」のみを変更しており、令和5年度は6,900円以上としていましたが、現在の長崎県の最低賃金が1時間898円となっており、8時間で7,184円となりますので、7,200円以上と設定をしております。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

川島会長

麦・大豆の播種が現在は4,000円～6,000円となっていますが耕運よりも播種の方が時間や手間がかかるため現在の金額は少ないと思いますが皆さんはどう思われますか。

|        |                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 楠本推進委員 | 確かに川島会長が言われるように播種の方が手間も時間もかかるので少ないと思われます。あと、コンバインの価格も現実的ではないと思います。                                                                                          |
| 高尾委員   | コンバインで作業するのも湿田、乾いたところで違うし途中までして別日に改めて作業をしにきたりもする。一律にいくらとは言えない。湿田ですと機械にも負荷がかかるし洗うのも手間がかかる。                                                                   |
| 村川委員   | それぞれ意見があると思うが参考資料にある大村市に合わせて設定をしてみたらどうか。あくまでも参考的な金額設定なので当人たちで話してもらえばいいことだと思います。                                                                             |
| 川島会長   | 今、村川委員が言われたとおりコンバイン（稲）の価格は大村市に合わせて設定し作業の場所、状況できめてもらえば良いですね。後は参考になるものがないのですが播種の金額を決めていただきたい。                                                                 |
| 楠本推進委員 | 実際は播種だけを請け負う事はないのですが耕運を基準に考えて下限から上限の金額に少し上乗せする形で良いのではないのでしょうか。                                                                                              |
| 川島会長   | <p>そしたら播種は7,000円～8,000円で良いでしょうか。</p> <p>{「はい。」と賛同あり。}</p>                                                                                                   |
| 川島会長   | <p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第51号「令和6年度波佐見町農作業標準賃金について」承認することにご異議ございませんか。</p>                                                                                  |
| 滝川係長   | <p>{「異議なし。」と呼ぶ者あり }</p> <p>異議なしということで、議案第51号については承認することと致します。</p> <p>以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会2月定例総会を閉会致します。</p> <p>*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。</p> |